

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

(一) 指定通所介護事業所等が実施する介護保険制度外の宿泊サービス等について、厚生労働省令で示された基準を新たに制定し、一部本県独自の基準を追加する。

項目	基準の概要
届出の対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護事業所等の部屋に宿泊させる事業 別棟の建物の部屋等に宿泊させる事業（本県独自の基準）
届出の内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始前の届出 変更、廃止、休止の届出（本県独自の基準）
サービスの一般原則の準用	<ul style="list-style-type: none"> 条例第四条に規定する指定居宅サービスの事業の一般原則を、宿泊サービス等を提供するときについて準用する。（本県独自の基準）
非常災害時用の物資の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊サービス等を提供する事業者は、食糧等の備蓄に努めること（本県独自の基準）
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の報告及び事故対応記録の整備

(二) その他、養護老人ホームが行う介護サービスの提供方法などについて、厚生労働省令で示された基準のとおり改正する。

項目	基準の概要
(例) 特定施設入居者生活介護の基本方針	<p>養護老人ホームが行う介護サービスの提供方法について、従前からの外部サービス利用型に加え、施設職員が直接介護サービスを提供する通常の方法も可能とする。</p>

三 施行期日

平成二十七年十月十六日（ただし、宿泊サービス等の基準については平成二十七年十二月一日）